

平成 30 年度 聖ウルスラ学院英智高等学校 被災者対象 支援制度について

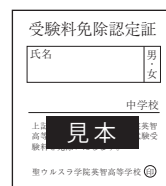
東日本大震災に被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。本校では、できるだけ多くの方に本校での学びの扉をたたいていただけますように、下記の支援制度を設けております。

つきましては、本制度に申請を希望される方は、必要書類をご準備いただき、**出願に先立ってご申請下さい**。なお、公的支援制度確定に伴い、本校入学後も授業料等（の一部）が減免される可能性もあります。また、この申請を行ったとしても、必ずしも入試出願をしなくてもかまいません。

支援内容

- ① 受験料 全額免除
- ② 合格後の入学2次手続に関する支払い方法（例：分割）・期日（例：延納）等のご相談
- ③ 卒業生が大切に着用していた制服プレゼント（サイズには限りがあります）

申請期間	平成 29 年 <u>11 月 1 日</u> (水) ~ 12 月 8 日 (金) [郵送の場合は最終日必着です。間に合わない場合はご相談下さい。]
受付時間	平日 / 9 : 00 ~ 16 : 00 土曜日 / 9 : 00 ~ 12 : 00 [日曜祝祭日は受付いたしません。]
受付場所	聖ウルスラ学院英智高等学校 [〒984-0828 仙台市若林区一本杉町 1-2] 電話 : 022 (286) 3557 F A X : 022 (286) 6334
申請条件	<p>○東日本大震災により下記のいずれかの被害を受けた事が「り災証明書」等で確認され、校納金の納付が困難な方</p> <p>A 家計の主宰者である保護者が東日本大震災発生時に所有し、住居としている家屋の全壊又は大規模半壊 (当該住居家屋の所有者は保護者のみ。保護者の両親等が所有者である場合は該当しません。)</p> <p>B 家計の主宰者である保護者の死亡又は行方不明</p> <p>C 家計の主宰者である保護者が、次に掲げるいずれかの区域において被災したことを市町村長が証明する場合 イ 帰還困難区域 ロ 居住制限区域 ハ 避難指示解除準備区域</p> <p>D 家計の主宰者である保護者の失職等</p>
申請手続	<p>○下記の関係書類を取り揃えて提出して下さい。</p> <p>(1) 被災者支援制度認定申請書 (p.29) [本校所定の用紙…本学院のホームページからダウンロードできます。 http://www.st-ursula.ac.jp/high/index.php]</p> <p>(2) 申請条件Aに該当する場合…以下の①②③とも必要です ①(全壊または大規模半壊の)り災証明書 (の写し) ②り災した家屋(住居)の平成23年度 固定資産課税台帳登録事項証明書〔家屋のみ、公課証明〕(の写し) …市区町村役所の税務課等で入手できます ③生徒本人及び保護者の住民票〔平成23年3月11日時点の住所及び世帯主(保護者)との続柄も記載されているもの〕(の写し)</p> <p>申請条件Bに該当する場合…家計の主宰者である保護者の死亡診断書または申立書等 (の写し) 〔申立書等：災害による死亡の推定に関する申立書または警察が発行する「届出・未発見事実証明」等〕</p> <p>申請条件Cに該当する場合…「警戒区域」等に在住していたことを証する書類 (の写し) 〔申請時点で各対象区域であること〕</p> <p>申請条件Dに該当する場合…家計の主宰者である保護者の離職証明書 (の写し) 等 〔震災に起因して失職し、その後継続して、臨時的雇用も含め復職できず、申請時点まで失職状態にある場合です。Dの場合は事前にお問い合わせ下さい。〕</p>
制度適用の認定及びその通知	<p>提出された書類により判定させていただき、結果を申請者にお知らせいたします。おおむね、申請書類到着から約1週間後までにお知らせいたします。又、申請者(中学3年生)の在籍中学校様には、結果を一括してご連絡いたします。12月13日(水)発送予定です。</p> <p>◎認定された場合：認定通知書に同封される「受験料免除認定証」を願書裏面に添付してください。</p>



※平成 28 年 4 月の熊本地震など、近年の災害に遭われて転居されて来られた方はご相談下さい。